

箕輪町U・Iターン応援奨学金返還支援補助金

補助率 1/2、上限：年額 15万 3,600円 5年間

箕輪町へU・Iターン&上伊那区域内で就職/起業等した方に奨学金返還の一部を補助します。



対象となる人

※下記のすべてに該当する人

- 平成31年4月1日以降、上伊那区域外から箕輪町に居住し、住民登録をしている方
※上伊那区域：伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
- 居住実態を移した日から1年以内に就労した人
- 大学等の在学期間中に下記の奨学金を借りた人
- 就労開始日の時点で満40歳未満の人
- 借りた奨学金の返還を滞納していない人
- 町税等を滞納していない人

【対象となる奨学金等】

- 日本学生支援機構の奨学金（第1種奨学金および第2種奨学金）
- 都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金
- 母子父子寡婦福祉資金（修学資金に限る）
- 町長が認める奨学金等（修学を目的とするものに限る）

※ご注意ください!!

- 国、地方公共団体の職員は対象外です。
- 就労開始から1年を過ぎての初年度申請はできません。



対象となる就労等

- 上伊那区域内の企業へ就労
(週30時間以上勤務+社会保険+雇用保険の被保険者に限る)
- 上伊那区域内での起業
- 実家の家業

補助額

年度内に返還した額の1/2(100円未満は切り捨て)
上限 15万 3,600円

交付対象期間

5年間

※補助対象者が産休または育休を取得している期間は、交付対象

交付申請時期

申請初年度を除き、毎年度4月

※申請年度においては交付申請した月から対象

手続きの流れ

① 交付申請 (2年度目以降の申請は、毎年4月中に下記書類を町へ提出)

《提出いただく書類》

- U・Iターン応援奨学金返還支援補助金交付申請書【様式第1号】
- 申請者が居住の実態を上伊那区域外に移していたことを証するもの
例：住民票、公共料金表等 など ※初年度のみ
- 奨学金等の貸与を証明するもの（貸与機関が発行するもの）※初年度のみ
- 申請日の年度内に返還すべき奨学金の金額を証明するもの
例：スカラネット・パーソナルの画面の写し など
- 就労等の状況に関する書類（以下のいずれか）
 - ・就労証明書【様式第2号】（民間企業などに就職された方）
 - ・事業を開始した日がわかる書類の写し（起業された方） 例：開業届 など
 - ・青色事業専従であることがわかる書類の写し（家業の方）

② 町による「交付申請書類」の審査→「交付決定通知」を送付

③ 実績報告 申請年度の3月31日までの間に下記書類を町へ提出

《提出いただく書類》

- 実績報告書【様式第3号】
- 奨学金の返還の事実を証明するもの
例：スカラネット・パーソナルの画面の写し、支払い口座の通帳の写し など
- 就労等の継続状況に関する書類（以下のいずれか）
 - ・就労証明書【様式第2号】（民間企業などに就職された方）
 - ・事業の継続を確認できる書類（起業された方） 例：確定申告書類 など
 - ・青色事業専従であることがわかる書類（家業の方）

④ 町による「実績報告書類」の審査→「交付確定通知」を送付

⑤ 請求書提出 請求書【様式第4号】を町へ提出

⑥ 町から補助金を支払い

【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課 みのわの魅力発信室

電話：0265-79-3153（直通）

Email：miryoku@town.minowa.lg.jp



町ホームページからも申請できます！